

## 提出要綱

【対象箇所】 ※ ①、②の条件を満たしているものが対象となります。

- ① 探査予定面積が **100 m<sup>2</sup>**を越えること。
- ② 地主及び小作人が不発弾等探査・**発掘に同意**（同意書記入）していること。

### 【探査・発掘ができない場合】

1. 過去に磁気探査事業を実施した箇所は、磁気探査できません。
2. 森林区域に指定されている箇所は、調整によっては磁気探査できない場合があります。  
※伐採届出などの手続きは所有者で行っていただく事になります。
3. スプリンクラーが設置されている箇所は、地中に管が埋まっているため要望面積の一部また全て探査できないことがあります。
4. 川や海が隣接している場合は、赤土流出の恐れがあり磁気探査できないことがあります。
5. 不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先に、緊急性、各地域のバランス、人口密度、公共施設等への隣接等を考慮し、予算の範囲内で探査・発掘事業を実施するため、要望しても探査を実施する事ができない場合があります。
6. 要望された箇所を調査した結果、将来公共工事等が予定されている箇所、地すべりが予想される箇所、急傾斜地\*（がけ）等の探査難渋箇所、及び付近に構造物（住居等）が存在し、探査を実施する際に影響がある箇所等については、探査が実施できないこともあります。  
※急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域等

### 【その他】

1. 伐採や伐採殻の処分費については、所有者負担となります。  
※沖縄県で伐採できる範囲はバックホウで土砂の掘削が支障にならない程度。
2. 探査工事後の余分な土の処分は所有者負担となります。
3. 当該土地に存在する廃棄物や掘削等が出た廃棄物の処分費については、所有者負担となります。
4. ビニールハウスなど造物がある場合は、撤去した上で要望をお願いします。
5. 特に構造物等の予定箇所では、可能な限り計画の段階から探査の範囲及び方法などについて沖縄県と調整をお願いします。
6. 要望箇所は、土地の測量や土質調査を行うため、実施までは1年程度要します。
7. 個人や事業者等の建築予定地や開発行為許可を要するもの（ソーラーパネルなど）は、住宅等開発磁気探査支援事業で受け付けます。

探査費用については、沖縄県の事業として実施される為、個人負担はありません。

### 【提出について】

提出書類：「不発弾磁気探査依頼書」及び「磁気探査同意書」

※同意書に使用する印鑑は認印とします。

要望書提出期限：令和元年7月10日（水）まで

要望書提出先：西原町役場 総務部生活環境安全課（TEL：945-5018）

※ 提出しても必ず探査を実施できるとは限りませんのでご了承下さい。